

大阪商業大学学術情報リポジトリ

ギャンブル研究の誠実性について — 海外文献レビューから規範を模索する —

メタデータ	言語: ja 出版者: 大阪商業大学アミューズメント産業研究所 公開日: 2021-07-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 大谷, 信盛, OTANI, Nobumori メールアドレス: 所属:
URL	https://ouc.repo.nii.ac.jp/records/1005

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



ギャンブル研究の誠実性について

— 海外文献レビューから規範を模索する —

大 谷 信 盛

1. はじめに

ギャンブルに関する研究は、今後ますます増えていくものとする。2018年成立の「ギャンブル等依存症対策基本法」22条では調査研究の推進が定められているし、統合型リゾート開発がすすむにつれて地方自治体と事業者による取り組みと研究支援が活発化すると考える。

特定の産業や企業・団体・機関・個人の利害を擁護するための研究でなく、公平で透明性ある研究デザインとデータ分析による科学に裏付けされた「良質なギャンブル研究」の増進が、これから強く求められている。良質なギャンブル研究を推進していくための支柱となる研究規範を模索することが本稿の目的である。

ギャンブルを提供する事業者と医療関係者・政策決定者が倫理的な規範に基づき協働することによって効果ある政策や規制を推進できることを認識することも本稿の狙いのひとつである。ギャンブル提供事業者から資金支援を直接もしくは間接的に受けた調査研究が結果を都合よく歪曲しているというような偏見がもたれない研究環境を整える必要がある。

本稿で使用される用語を定義する。社会的・精神的・身体的に甚大な悪影響を受けているにもかかわらず、自己の意思で抑制・管理ができずに過度なギャンブル行為を繰り返している状態を「ギャンブル障害」という。「ギャンブル等依存症」や「ギャンブル依存症」「問題あるギャンブリング (Problem Gambling)」「病的ギャンブリング (Pathological Gambling)」などの用語が基本法やマスコミで用いられているが基本的に同意語であり、本稿においてはDSM-5に沿ってギャンブル障害に統一して論ずることとする。

「ギャンブル研究」とは、ギャンブル障害の要因分析・予防/抑制・介入・治療だけにかかわらずギャンブル障害が家族や社会に与える影響やギャンブル産業の経済的メリット/社会的コスト・ゲーム機の分析・ギャンブル事業者への規制などギャンブル全般に関わる研究を指して

いる。学術論文やレポートが主な形態であり発表の場は学術誌などである。商業雑誌やインターネットニュースサイトにて掲載されているレポートや記事は本稿のギャンブル研究とは趣旨が違う。ギャンブル「研究者」とは、大学や研究機関、医療機関、シンクタンクなどに身を置く学術研究者を指すものであり、マスコミにおける記者やコメンテーター、またインターネットの交流サイトやプラットフォームで発言する専門家やブロガーは本稿での研究者には含まれていない。

「ギャンブル事業者」とは、カジノ事業を提供する統合型リゾート事業者だけでなく競馬・競輪・競艇・宝くじなどの公営ギャンブル事業者と遊技ではあるがパチンコ・パチスロ事業者を含めた総称としている。ギャンブル研究の「スポンサー」とは、これらのギャンブル事業者に加えて政府の省庁をはじめ公的機関/団体・医療関連機関・非営利団体などの組織を含んでおり、ギャンブル合法化に賛同もしくは反対する双方の組織が含まれている。「スポンサー研究」とは、これらのスポンサーから研究資金が直接もしくは間接的に支援されている調査研究を指す。

研究内容や研究者の「バイアス」とは、資金やデータ提供などの支援を受けたギャンブル研究がスポンサーの立場や希望を斟酌することによって意識的もしくは無意識に研究デザインやデータ分析を歪曲化してスポンサーの利害を擁護するような結果を導き出してしまうことをいう。研究者や研究機関が自己の研究資金や発表機会を最大化するために研究結果を恣意的に歪曲化することも含まれている。

本章に続く第2章において競合する3点の仮説を紹介する。仮説を論証する手法として8つの設問を提起する。第3章では海外文献をレビューすることで8つの設問に回答する。第4章では文献をレビューすることで得られた回答にそって仮説を論証し、日本にとっての教訓を考察する。第6章では本稿の概要をまとめる。

2. 分析手法について

2.1 仮説の紹介

本稿で探求したい研究課題は、ギャンブル事業者が支援をしたギャンブル研究は研究デザインやデータ分析が都合よく歪曲化されているために効果あるギャンブル障害政策立案の参考にできないのか、それともギャンブル事業者の支援と協働による研究はギャンブル障害の抑制に

寄与することができるのかというものである。

これらの課題を探求するために、競合仮説分析の手法をもちいて3つの競合する仮説を設定する。

仮説1：ギャンブル事業者やその他特定の組織より資金支援を受けた研究者はスポンサーの利害を斟酌してバイアスある研究を発表することになる。

仮説2：査読のある学術論文はスポンサーが誰であろうとバイアスのかかったギャンブル研究はない。

仮説3：研究発表の場によって、バイアスが入る場合とそうでないときがある。

2.2 仮説論証のための設問

仮説に関連する8つの設問をたてて文献レビューを通じて回答することにより仮説の論証をおこなっていく。設問は以下の通りである。

- ① 日本におけるギャンブル研究は少ないのか。
- ② ギャンブル研究にはどのようなテーマがあるのか。
- ③ 研究者や機関はどのようにして研究資金を調達しているのか。
- ④ ギャンブル事業者をスポンサーにすることはどのような問題発生リスクがあるのか。
- ⑤ ギャンブル事業者をスポンサーにすることはどのような利点があるのか。
- ⑥ ギャンブル事業者や医療関係団体はどのようにして規制に影響をおよぼそうとしているのか。
- ⑦ 研究結果にバイアスは生じているのか。
- ⑧ バイアスを予防する手立てはあるのか。

3. 文献レビューによる設問への回答

3.1 日本におけるギャンブル研究は少ないのか

日本のギャンブル研究の量を調査分析した文献は見当たらなかったが、インターネットの論文データベースの検索結果数から察すると、カジノ合法化先行国であるアメリカやカナダ・オーストラリア・ニュージーランド・イギリスと比較して研究論文数が少ないという感覚を得ることができる。

「CiNii-日本の論文をさがす」をもちいて「ギャンブル」と検索すると947件の結果が出た(2020年1月17日時点)。同様に「ギャンブル依存」で検索すると186件、「ギャンブル障害」では44件となる。

インターネットの論文検索サイト「Google Scholar」にて日本語と英語を使い分けてキーワード検索をすると下図のような結果がでた。

表1. Google Scholar検索結果 (2020年1月17日時点)

日本語		英語	
「ギャンブル」	15,000件	「gambling」	944,000件
「ギャンブル依存」	2,370件	「problem gambling」	687,000件
「ギャンブル障害」	1,440件	「gambling disorder」	167,000件

英語での検索結果は日本も含めてあらゆる国での研究論文が英語で発表された結果であり日本語での研究数と安易に比較することはできないが、桁数がひとけた違うことから日本の研究が多いと言えそうにない。

次に、検索データベースEBSCOhost (全分野一般・データベースすべて) で「problem gambling」を検索すると8,242件のヒット数があった(2020年1月9日時点)。国名を加えて同様に検索した結果が下表である。

表2. EBSCOhost検索結果 (2020年1月9日時点)

「problem gambling USA」	2,213件
「problem gambling Canada」	955件
「problem gambling Australia」	886件
「problem gambling New Zealand」	175件
「problem gambling Japan」	59件

ギャンブル研究の誠実性について

各国におけるギャンブル障害研究数を示したのではなく、その国内のギャンブル障害者を対象とした研究が主な内容であるものの、国別の研究数の量を推測する一つの材料になりえると考えられる。ここでも日本関連の研究数は他国より少ない。

日本のギャンブル研究が比較的少ない要因は何だろうか。新たな仮説を導き出すために「なぜ」の質問を5回繰り返す「トヨタ生産方式のなぜなぜ分析」を試みる¹⁾。

- ① なぜ日本ではギャンブル研究が少ないのか？
- 政府もギャンブル事業者も資金的支援をしてこなかったから。
- ② なぜ資金的支援をしてこなかった？
- ギャンブル障害は個人の怠慢であり疾患として扱われてなかったから。
- ③ なぜギャンブル障害として問題化されなかったのか？
- 問題を引き起こす主要なギャンブルがパチンコであったが、ギャンブルとして法的な位置づけにないために公的機関はギャンブル障害として取り上げにくかった。
- ④ なぜギャンブル障害を疾患として社会的に取り上げられなかったのか？
- ギャンブル障害に関する専門家が少なく社会的にも知識が低かった。
- ⑤ なぜギャンブル障害の専門家が少なく知見も普及していなかったのか？
- 政府：ギャンブル事業者への規制強化を優先してギャンブル障害全体の抑制策を考慮していなかった。
- 研究者：中心的な研究分野として位置づけられてなかった。
- ギャンブル産業：役割を認識していなかった。
- 医療関連団体：社会全般を巻き込む予防抑制策を提示できていなかった。

以上のなぜなぜ分析より政府・事業者・研究機関・医療機関の連携が希薄な状況にあったのではないかという一つの仮説が想定できる。

3.2 ギャンブル研究のテーマはどのように分類できるのか

利害関係者別にギャンブル研究テーマを大きくりに整理すると三つに分割することができる。

政治/規制当局：ギャンブル合法化・ライセンス発行・税制・コンプライアンスなど
ギャンブル関連産業：マーケティング・マネージメント・ゲーム機製造など

社会（市民・消費者）：ギャンブル産業の経済的メリット・社会的影響など

ギャンブル障害に関する研究は「社会」のなかの「社会的影響」の分類に属すると考えるが、予防や介入・治療策の効果拡大を考えると「政治/規制当局」と「ギャンブル関連産業」にも深くかかわっていることを認識する必要がある。本稿はギャンブル障害対策の推進に寄与することを意図した研究であるが、狭い視野の分析に陥ることのないようにギャンブル研究全体を対象にして論をすすめる。

Buchanan & Elliott (2011) は、学術刊行物を対象にした調査よりギャンブル障害 (Problem gambling) に関する研究が学術的ギャンブル研究のなかで最も研究数の多い分野であるとしており、文献レビューからギャンブル障害研究を要因別に10種に分類している。

表3. 要因別ギャンブル障害対策の分類項目

要因項目	研究対象例
社会的属性要因 (Sociodemographic Factors)	性別や年齢・学歴・所得・注意欠陥障害などの個人的特性・家族のギャンブル履歴などの生活環境について
心理学的・個性要因 (Psychological and Personality Factors)	競争心の強弱や充足感・楽観論・現実逃避・勝敗の認識・非科学的な信仰など 覚せい状態や神経学的・内分泌学的容認など
依存と共依存 (Addiction and/or Co-addiction)	依存性や不適応挙動・意思決定過程・衝動的行動・アルコール依存との共依存など
地域社会の姿勢 (Community Attitudes)	ギャンブルやギャンブル場・ギャンブル税収・ギャンブル関係者の責任論に対して地域社会が持っている拒否感や寛容性など
電子ゲーム機の特性 (Situational/Structural/Features of EGMs)	ゲーム機から鳴る音楽と賭けるスピード・音楽のテンポ・画面上の警告・最高賭け額の設定とゲーム時間の関係など
電子ゲームに関する宣伝効果 (The effect of Advertising on Demand by Consumers for EGM Services)	広告の効果・規制・種類など
ギャンブルの社会的責任 (Studies of Social Responsibility and Gambling)	政府や規制当局・ギャンブル産業・個人のギャンブルに対する責任論など
ギャンブルの公共政策 (Gambling and Public Policy)	規制全般 特にギャンブル合法化や拡張政策に対する賛否の根拠など
妥当性 (Legitimacy)	ギャンブル産業の企業責任行動・合法性・社会の期待など
陥穽理論 (Entrapment)	支出額とゲーム時間の関係・埋没費用・ゲーム演出とプレイヤー信仰との関係など

※本文を参考に著者が意識のうえで作した²⁾。

ギャンブル障害者個人に焦点を当てた「心理学的要因」や「依存要因」の研究に比較すると、「ギャンブルと公共政策」と「妥当性」「陥穽理論」は新しい研究テーマであると指摘している³⁾。また、アメリカにおけるギャンブル障害研究は医療的障害として強調される傾向にあるが、オーストラリアでは社会的損害という視点から取り上げられる傾向にあると指摘されている⁴⁾。

3.3 研究者や研究機関はどのようにして研究資金を調達しているのか

研究者は大学や公的機関・研究機関・企業などの予算を自動的にもしくは自己申請することによって研究資金を調達していると考えられるが、本節ではギャンブルより生じた利益がどのようにギャンブル研究に活用されているかに焦点をあてて考察する。

Adams & Livingstone (2015) の観察では、アルコール産業やたばこ産業に関する研究と比較して、事業者と研究者の協働による取り組みが支持されている傾向にあり、結果としてギャンブル収益が直接もしくは間接的にギャンブル研究に流入しやすい環境となっている。以下の5つのルートを通じてギャンブル収益を研究費として研究者は活用している。

- 1) ギャンブル事業者から直接
- 2) ギャンブル事業者系・政府系研究組織を通じて
- 3) ギャンブル収益からの税収
- 4) ギャンブル税を財源とした担保資金など
- 5) ギャンブル収益を財源としたチャリティイベントや慈善家からの寄付

研究資金の調達ルート分析に加えて、Adams & Rossen (2006) はギャンブル収益の一部がどのように地域社会や公益を推進しようとする公共団体の活動支援金として流用されているかについて主要な5つの形態ルートを紹介するとともに、資金援助を受けることによって発生するおそれのある倫理的リスクを指摘している。

表 4. 寄付形態と公共団体の倫理的リスク

形態	特徴	倫理的リスク
ギャンブル産業からの直接寄付 (Direct industry contribution)	事業者からの直接寄付 事業者が寄付先を選択	事業者との人間関係が構築されるため、事業者にとって不利なことを指摘できなくなる 最も好ましくないルート
公共団体資金集めイベント (Community-administered contribution)	教会主催のビンゴ大会など	ギャンブル行為を正当化してしまう ギャンブル問題についての発言意思を弱めてしまう
政府管理ギャンブルからの寄付 (Government-administered contribution)	宝くじ収益からの寄付など 寄付金の収取・分配のために独立組織を創設する場合がある	担当部署が活動維持と拡大のためにギャンブル収益を期待するようになる 宝くじというギャンブルが日常化する
政府規制からの寄付 (Government-mandated contribution)	ギャンブル課税の一部や事業者による寄付の義務化など 公共団体等が寄付を申請する	公共団体がギャンブル収益に依存するようになりギャンブル事業の擁護者となることがある
上記 4 ルートの混合 (No risk-free arrangement)	上記の混合モデル	上記と同じリスクある

※著者が本文を参考に意識した⁵⁾。

Adams (2006) はギャンブルからの収益を公共活動に活用するという行為自体に危機意識を持っておりどのようなルートであろうと倫理的なリスクを回避することはできないとしている。ギャンブル研究にあてはめると、ギャンブル収益を活用した研究は意識的もしくは無意識に公平性を保つための倫理観がおびやかされる可能性があるということになる。Adams(2015) は、ギャンブル事業者の影響から独立した研究資金の流れをつくる必要性を訴えている⁶⁾。

3.4 ギャンブル事業者からの研究支援により発生する問題とはなにか

Kim, Dobson & Hodgins (2016) は、彼らの知る限りにおいてギャンブル事業者がリサーチ結果にバイアスを加えるような事例が存在する証左はないと断りつつ、文献レビューを通じてギャンブル研究者がギャンブル事業者をスポンサーにする際に発生する可能性のある倫理的問題 5 点を示している⁷⁾。

ギャンブル研究の誠実性について

1) 利益相反 (Conflict of Interest)

常に発生するわけではないが、スポンサーの期待するリサーチ結果と研究者が導き出す結果において利害衝突する可能性がある。研究者はスポンサーが喜ぶリサーチ結果を出さないと将来のリサーチ資金支援を縮小される可能性があると理解しているのでスポンサーから明示的にもしくは暗示的に圧力を感じるリスクがある。

2) 研究発表抑制 (Suppression of Research)

ギャンブル事業者が研究の発表前に内容を検閲して自己に不利な研究内容の場合は発表の取りやめを研究者に求めてくるリスクがある。

3) 評価リスク (Reputational Risk)

ギャンブル事業者がスポンサーであるためにリサーチ結果がバイアスされているのではと疑われるリスクがある。

4) ギャンブル障害者への焦点集中化 (Focus on the Problem Gambler)

ギャンブル事業者は優先すべき研究分野を指定することができるので自己に都合悪い研究テーマを最小化しようとするリスクがある。Cassidy (2014) は、その結果としてギャンブル合法化の社会的コストなどに関する研究に比較してギャンブル障害者個人をテーマにした研究が多いと指摘している⁸⁾。

5) 出版制限と財源公開の欠乏 (Restriction on Publishing and Lack of Disclosure of Funding Sources)

査読期間などの規定を利用して出版時期を故意に遅らすなどのリスクがある。

ギャンブル事業者がスポンサーであることを公表しないリスクがある。

Adams (2006) は、公共団体がギャンブル事業者をスポンサーとする際に起こり得るリスクをより道徳的な視点から5点指摘している⁹⁾。

1) 倫理的リスク (Ethical risks)

公共団体は地域の公益に貢献しようとするにもかかわらず、その活動資金の一部を同じ地域に害をもたらしているギャンブル事業の収益で賄っているという倫理矛盾を引き起こすリスクがある。ギャンブル収益の多くはギャンブル障害に陥った人から得たお金であるという前提にたっている。この他にギャンブル事業者のイメージ向上に利用されるリスクや販売促進に利用されるリスクがある。

2) 評価リスク (Reputational risks)

ギャンブル事業者をスポンサーにすることにより社会や他者に否定的な認識をもたれるリスクを指している。

3) 管理リスク (Governance risks)

ギャンブル事業者からの支援に頼るようになると活動内容や将来の選択が限定的となり団体の主体性が損なわれるリスクがある。

4) 関係リスク (Relationship risks)

公共団体内の構成メンバーからスポンサーに対する反対論が芽生えて不調和が生じるリスクがある。

5) 民主的リスク (Democratic risks)

ギャンブル事業者が時間をかけて公共団体や地域社会に寄付を続けていくうちにギャンブル事業者への肯定的な認識が社会に芽生えるようになる。社会がギャンブル事業者の負の面を見過ごすリスクが生まれる。

Adams (2006) らは、ギャンブルに楽しみや社交・税収入というメリットのあることを否定しないが、ギャンブルには社会的に有害な面がありギャンブル事業者をスポンサーにすることはギャンブル障害で苦しむ人たちから得た収益でギャンブル研究を行うことと同義であり道徳的に容認できなという立場を強調している。

Kimらが事業者と研究者との関係から問題リスクを指摘しているのに対して、Adamsらはギャンブルと社会の関係という視点から倫理的課題を提唱している。

3.5 ギャンブル事業者を研究スポンサーにする利点とはなにか

資金援助を受けることによって新たにデザインした調査研究を実行できる。資金援助が増えるに比例してギャンブル研究が多角的に増進する可能性がある。

利点は研究資金への援助だけではない。ギャンブル事業者から支援を得るということは、ギャンブル事業者と研究者が協働するということであり、協働関係を持つことによって1) 知識の移行により新たなテーマを発掘する機会を得ることができる、2) ギャンブルプレイヤーに関する生データの収集と共有が可能となり行動分析からさらに効果的な介入手法や予防策を開発する機会を得ることができるKim (2016) は強調する。特に、オンラインゲームが拡大するデジタル社会においてはプレイヤーの動向分析には事業者との連携がより必要となるだろう。

Blaszczynski (2017) は、データ共有とプレイヤーと接触できる利点に加えてギャンブル障害対策である「責任あるギャンブルリング (Responsible gambling)」の効果を高めるためには政府/規制当局とギャンブル事業者・顧客個人が連携することが重要であると強調している。責任あるギャンブルリングとは、ギャンブル消費者の保護を目的としておりギャンブル時間や支出に限度をもたせるよう個人へ働きかけることと、限度をもってギャンブルできる環境をつくるよう施策を整備することである。過度なギャンブル行為を抑制するためには政府・事業者・顧客の各自に役割がある。政府はギャンブル提供量の調整や政策評価などの役割があり、産業にはATMの撤去やゲームに関する情報公開・正当な広告宣伝・スタッフトレーニングや介入/治療の支援など環境づくりへの役割があり、顧客個人は過度なギャンブルの有害性を理解したうえでゲームを楽しむようすることである。

ギャンブル研究者が事業者から研究支援を受けることは二者間の関係だけによって生まれるメリットにとどまることなく、ギャンブル事業の利害関係者全体の協働をうながすこととなり多方面からの取り組みを可能にすることができる。

3.6 企業と団体はどのようにしてギャンブル政策に影響をおよぼそうとするのか

ギャンブル事業者や医療関連団体・市民団体も自己の利害や主張を政策に反映させるために直接的もしくは間接的にロビー活動を規制当局や大衆に対して展開している。ギャンブル合法化やその拡大に賛成するグループも反対するグループもロビー活動を実施する。本節では具体的にどのような戦略戦術でロビー活動をしてきたのか考察する。

Hancock, Ralph & Martino (2018) は、イギリスたばこ産業のロビー活動を対象に分類学をもちいて開発された「企業政治活動分析 (Corporate Political Activity analysis)」フレームワークをオーストラリアにおけるギャンブル事業者のロビー活動分析に応用することによって事業者の7つの戦略と18の戦術を見出した。研究対象はオーストラリア政府に提出されたスポーツベッティングの広告規制に関するパブリックコメント52件で、この中からギャンブル事業者からの意見書のみを抽出してフレームワークに基づいて戦略戦術を分析している。

下表にあるようにすべての戦略とほぼすべての戦術がギャンブル事業者によって駆使されたことが分かる。企業や団体が活用できそうなすべての広報活動が網羅されている。

表5. ギャンブル事業者の意見書と企業政治活動分析

戦略	戦術	実施
1. 情報 (Information)	1a.直接ロビイング（政策決定者らとの接触） 1b.間接ロビイング（第三者団体の利用など） 1c.証拠の形成：委託、記事、リサーチ結果の拡散など ：ポジションペーパー準備、衝撃的レポート・データ（経済効果など） 1d.産業・政策決定者共同体の創設（勉強会や研究会など） 技術的アドバイス等を通じた協調行動 1e.証拠の歪曲化 1f.証拠の恣意的選択・省略	あり あり あり あり あり あり
2. 支援者づくり (Constituency building)	2a.外部支援者づくり：他産業・業界団体等と提携、集結 ：メディアアドボカシー（プレスリリースなど） ：労組・人権団体・消費者団体・従業員との提携及び動員 ：フロントグループ・偽草の根運動の創設 2b.内部支援者づくり：会社間・異業種グループ・業界団体との協働	あり あり あり あり あり
3. 代替政策 (Policy substitution)	3a.自主規約・自主規制の創設と推進 3b.代替規制策の創設と推進 3c.非規制案の創設と推進（教育など非効果的に見える案件）	あり あり あり
4. 法律 (Legal)	4a.法の優先権利用 4b.訴訟・法的処置の脅威	あり なし
5. 支援者分離と不安定化 (Constituency fragmentation and de-stabilisation)	5a.中立もしくは信用できない潜在的敵対者の出現阻止（個人、組織、同盟）	あり
6. 金銭的誘因 (Financial Incentive)	6a.影響力ある者への現在もしくは将来の雇用提供 6b.ギフト、エンターテインメント、その他金銭的誘因	あり なし
7. 企業社会責任 (Corporate Social Responsibility)	7a.「責任あるギャンプリング」実践への献身 7b.社内CSR活動、ボランティア、スポンサーシップ、公約等における産業界の専制的な取り組み、	あり あり

※著者が本文を参考に意識した¹⁰⁾。

ギャンブル障害抑制のために医療関係者によるロビー活動の重要性を指摘する研究もある。David, Thomas, Randel & Duabe (2019) は、個人を対象にした従来のプログラムに加えて地域全体に焦点を当てた公衆衛生アプローチの増進がさらに必要との観点から公衆衛生アドボカシーのための8つのステップからなるフレームワークを提言している¹¹⁾。ビジネスの世界で活

用されているリーダーシップ理論を応用しており公衆衛生従事者がアドボカシーの活動家として証拠やメディアの利用法・共同体構築などを体系的に学び実践できるように工夫されている。

3.7 ギャンブル研究にバイアスはあるのか

Morrison (2019) は、オーストラリアにおけるギャンブル研究のあるべき姿を提言した討議論文において、オーストラリアの研究は政府とギャンブル事業者が研究テーマを設定する事例が多く、ギャンブル障害のテーマを強調する傾向にあるために有病率や予防・抑制・治療法の研究が多いと指摘している。特にギャンブル事業者は、ギャンブルとは娯楽としての個人の合理的選択であり、ごく少数の人のみが合理性を逸脱してギャンブル障害に苦しんでいるという考えが強調されているとも指摘している。家族や地域社会からの影響・生活環境・地域社会と政策/ビジネスとの関係を踏まえた研究が少なく、個人的病理と個人の選択に焦点を当てた研究が中心になっていると分析している。

Cassidy (2014) は、ギャンブル研究分野の改善点を見出すことを目的にしてギャンブル研究者や政策決定者・治療従事者などギャンブル事業に関連している個人109名を対象にインタビュー調査を実施した。ギャンブル障害や研究分野としてのギャンブル研究・財源など5テーマを軸にヒアリングデータを収集して分析した。その結果、ギャンブル研究分野の特徴は狭量で批判議論のない均質的な研究分野であり論争なく非生産的という評価に陥っていると要約している。従来のギャンブル障害研究の路線から離れた研究を提案すると元に戻るよう促され、さもなければ研究資金を獲得するすべがないので指導に従うとした若手研究者の回答を紹介している。自己の研究内容が事業者にとってメリットのあることを訴えないと研究資金を得られないという別の若手研究者の証言もある¹²⁾。

「セーフリサーチ」という言葉が研究者のあいだにある。研究資金を得やすいリサーチ分野というような意味で、ギャンブル障害と認定された人のギャンブル消費に関する研究がそれにあたる。特定のギャンブル関連刊行物がセーフリサーチ分野を主流テーマにし続ける役割を担っており、そのためにギャンブル合法化の条件や事業者と政府との関係・ギャンブル合法化の拡大と社会への影響・ゲーム機の特長などに関する研究が少なくなっていると指摘している。これら特異な支援資金の流れと個人のギャンブル消費研究への固執がこれらの多角的な研究アプローチを除外している要因であると強調している。

Kim (2016) らは、ギャンブル事業者が支援した研究結果に事業者の利害を守るためのバイアスを見出したとする実証的証拠に基づいた研究は、今のところ存在していないとしたうえ

で¹³⁾、製薬業界の支援研究と非支援研究をメタ分析で比較した過去の研究手法をギャンブル研究に取り入れることは有益だと指摘している。

Cassidy (2014) らの研究は逸話に基づいたものであり科学的実証に乏しいとして、Ladouceur (2019) らは研究財源の相違によって研究デザインと研究結果になんらかの影響を及ぼしているかどうかを測定する実証的文献レビューを実施している。

2008年から2018年の間に権威ある18の学術的データベースで発表された英語によるギャンブル研究論文1,731部を抽出し、明確な仮説設定や定量分析手法の有無などを基準にして720部までに絞り込み、財源別や利益相反声明の有無・リサーチデザイン・測定基準・研究分野などの変数に基づいて24項目に分類した。これらのデータをギャンブル事業者支援研究とそれ以外の研究、もうひとつは非営利団体・研究機関支援研究とそれ以外の研究に分けて記述統計学と統計的仮説検定（カイ二乗検定とフィッシャーの正確確率検定）の手法をもちいて研究デザインと研究結果に違いがあるかを測定している。仮説測定に用いられた説明変数は仮説証明・測定可能な尺度・反復測定分散分析・利益相反声明・発行年・分析手法（実験か横断研究）・研究分野（基礎研究か治療）の7点である。

分析の結果、ギャンブル事業者が支援する研究とそれ以外の研究において統計学的に重視すべき違いは見出せなかった。その他の発見としてギャンブル事業者の支援を受けた論文と財源を公開している論文は利益相反声明が紙上に挿入されている実例が多かった。非営利団体から支援を受けた研究は分析尺度が明確な事例が多く、後半の過去5年は前半の5年に比べて利益相反声明を挿入したものが多く、財源に関する透明性向上への意識が高くなってきているといえる。

この研究結果をもって事業者支援の研究にバイアスはないと完全に実証されたわけではない。分析手法を変えることで結果が変わることを踏まえたうえで、あくまで初期的な取り組みであるとLadouceurらは自らの研究を位置づけている。財源に偏見を持つ姿勢は道徳観に基づいており、今後は資金源でなく透明性をテーマにして科学的に研究をすべきであると指摘している。

3.8 バイアスを抑制できるのか

ギャンブル研究テーマの対象を広げることや研究結果におけるバイアス発生の危険性を回避するために倫理的原則や規定の創設・規制改革の必要性が指摘されている。以下の節では1) 研究機関・研究者に向けた規範、2) 研究環境を改善するための原則、3) 独立研究機関の立

ち上げに分けて考察する。

3.8.1 研究機関と研究者向け規範

ギャンブル事業者から直接もしくは間接的なルートに関わらず研究資金を受け取るべきかどうかを判断する手法が提案されている。

Adams (2007) は、道徳的な危険性の有無を明らかにすることを目的にした「自己評価フレーム (A Framework for Self-Assessment)」を提唱している。フレームワークは5点の連続する項目に分かれている。

1) 目的 (Purpose)

スポンサーと受領者間において生じる目的相違の度合い

2) 範囲 (Extent)

受領者がどのくらい今回のスポンサー支援に依存しているかの度合い

3) 関連する有害性 (Relevant harm)

該当するギャンブル消費より生じる有害性の度合い

4) 識別 (Identifiers)

スポンサー支援を受けた場合のギャンブル事業者の露出量の度合い

5) 関係性 (Link)

直接か間接的かなどスポンサー支援を受ける距離感の度合い

※著者が本文を参考に意識した¹⁴⁾。

これらの項目について自己分析しつつ道徳的危険性のあるなしを評価してスポンサー支援を受領するかどうか判断することをすすめている。

Kim (2016) らは、Adams (2007) のフレームワークは道徳色が濃いと指摘したうえで、時系列に並べられたより実践的な規範6項目を提唱している。

- 1) 申請前に、ギャンブル事業者からの研究支援を受けることは倫理的問題を発生する可能性のあることを意識すること。
- 2) 申請時には、直接もしくは中間機関を通じた間接的な支援であっても、スポンサーの優先順位を意識して研究全般における自主性が認められているか、リサーチ結果内容が次回のスポンサー申請の条件になってないかを確認すること。

- 3) 受領を決定する際には、潜在的倫理リスクと社会的メリットを天秤にかけてメリットが大きい場合のみ決定すること、そして研究結果がギャンブル規制にどのような影響をもたらすかを考慮すること。
- 4) 申請時は、バイアス発生を抑制できる高い客観性をえるために、支援の条件を明瞭化するべくやり取りを重ねること。
- 5) 研究後に、読者へのインフォームドコンセントの一環として研究財源を公開すること。
- 6) 研究後に、研究発表や出版をする際には財源の公開と過去/現在のギャンブル事業者との連携関係について自らすすんで公開すること。

抽象的な表現をさけることによって、研究者が段階を踏まえてバイアス回避に取り組みやすいように構成されている。

3.8.2 研究環境改革のための原則

ギャンブル研究の新しい環境を創造することによって、バイアスを回避しギャンブル障害の抑制に貢献する研究を増進するための研究原則や改革案が提案されている(Adams2006&2015, Cassidy2014, Hancock2015, & Room2015)。これらは、財源と情報公開・研究全般に関わる自由度の保障などが改革案の柱となっている。本節ではAdams (2015) とHancock (2015) の提案する原則を取り上げて考察する。

Adamsが提案した道徳的でやや抽象的な研究原則5項目を受けて、Hancockがそれらを現実的に補強している。「A」をAdamsの提案原則、「H」をHancockの補強提案として紹介する。

①

A：ギャンブル研究は、ギャンブル事業の収益によって賄われるべきでない。

H：ギャンブル研究は、ギャンブル事業者によって直接的に資金支援されるべきでない、またギャンブル事業者や政府が関与しているいかなる組織からも資金支援を受けるべきでない。

②

A：研究テーマの優先事項は、ギャンブル事業の受益者からの影響を受けてはならない。

H：研究は、国立の独立した研究機関が実施し、その結果を国会に提出する。

③

A：会議やその他フォーラムなどは、ギャンブル産業の影響を受けてはならない。

H：独立したギャンブル研究関連の会議やフォーラムは、ギャンブル産業からのスポンサーシッ

プや正式な参加を受けてはならない。

④

A：研究財源は、刊行物出版時と会議での発表時に公開すること。

H：最大限の研究財源の公開を刊行物出版時とギャンブル関連会議にて実践すること。

⑤

A：ギャンブルゲーム機やギャンブル場内への意味あるアクセスを事業者ライセンスの条件とするべき。

H：ギャンブルゲーム機やギャンブル場内・ギャンブル環境への研究目的のためのアクセスを事業者の運営ライセンスの条件とするべき。

※著者が本文を参考にして意識した¹⁵⁾。

3.8.3 独立研究機関の立ち上げ

自由度の高い研究財源の確保と公平な資金分配を可能にするため、政治に期待されるリーダーシップとして国家の運営する独立研究機関の必要性が提唱されている。

Adams (2006) は、提言している研究原則を実現するために政府の役割として研究資金を調達して公平に配分することのできる独立した研究機関の立ち上げを指摘している¹⁶⁾。

Blaszczynski (2010) も、ギャンブルの規制当局であり税収の受益者という矛盾を抱える政府がこれまで以上に積極的に責任あるギャンブル規制を強化することは想像し難く、規制や公衆衛生政策の推進に強い発言力を持つ国立の独立機関の設立が必要であるとしている¹⁷⁾。

オーストラリア政府と議会に対してリサーチ結果とアドバイスを提供する役割をもつ生産性委員会 (Productivity Commission) は、2010年に提出した国内ギャンブルに関する調査報告書において政策決定者に的確な研究結果を示すことができるようするために、既存組織の「ギャンブル・リサーチ・オーストラリア」の改革ではなく、ギャンブル政策の立案と評価に実質的に役立つ国立センターを新たに創設すべきと提言している。現状における研究バイアス発生の可能性とそれを回避する必要性が調査書で指摘されている¹⁸⁾。

自由度の高い財源を保証された国の独立研究機関が、政策立案と評価のために公平で科学的なギャンブル研究を管轄し、政府と事業者・研究者・消費者が協働する環境のもとでギャンブル研究が増進されることが理想の研究環境であるといえる。

4. 仮説の検証

4.1 仮説1についての論考

ギャンブル事業者をスポンサーとした研究者がバイアスある研究を発表するという仮説は、本稿の文献レビューからは明確に論証されなかった。Cassidy (2014) のインタビュー分析において、「セーフテーマ」に象徴される個人的要因に焦点を絞ったテーマを選択するよう誘導されたとの若手研究者の回答が紹介されているが、それらはあくまで研究員の個別な主観的感想であり論証の証左とするには適切でない。また、バイアスに基づいて研究結果にバイアスがあると実証的に証明された論文は見当たらないとKim (2016) は指摘している。

個人の属性や意思決定過程からギャンブルゲーム機の特長やギャンブルの社会的責任までとギャンブル研究のテーマ幅が広いにもかかわらず、個人的病理や過度なギャンブル行為に焦点を集中化したテーマが研究の主流となっているという指摘はその通りだと考える¹⁹⁾。しかし、研究資金を提供する政府やギャンブル事業者が重要と考える視点を反映した結果であり、研究者バイアスの有無と関連づけて論ずるべきでない。ギャンブル事業者のテーマ設定がロビー活動の戦略戦術の一環であるとしても、研究者バイアスの問題ではなく研究環境の課題として取り上げないと問題の本質を見間違えることになる。研究資金を得るために研究者がギャンブルの社会的責任や公共政策のテーマが重要でないと主張しているわけではない、心理学的な個人の要因に関する研究支援の機会が多いために結果として研究テーマが増えているのであって、研究環境の在り様を課題とするべきである。

研究バイアスが存在するという懸念は、ギャンブル事業者がロビー活動のために作成するポジションペーパーや委託研究と厳格な学術論文が混同して扱われていることに起因しているとも考える。これらの混同を防ぐために「利益相反声明」の追記など研究者の倫理的規範の普及が望まれる。ギャンブルとギャンブル収益に対する研究者個人の道徳的な価値観もバイアス発生に懸念をいだく背景にあると考える。

ギャンブル事業者をスポンサーとする際に発生すおそれのある問題を抑制するために、研究バイアスが存在すると仮定した研究は今後も有益である。

4.2 仮説2についての論考

Ladouceur (2019) らによるギャンブル事業者をスポンサーとした研究とそうでない研究との間に統計学的に大きな相違点はないとする実証的レビューの結果は、査読ある学術論文にバ

バイアスのかかったギャンブル研究はないとする仮説を肯定している。しかし完全に論証されたとは言い難い。仮説設定や分析手法の観点から分析対象外とされた論文が1,000部ほどあり、この中にバイアスの強い研究があるかもしれない。

非営利団体をスポンサーとする研究は分析尺度が明確であるという発見があるが、支援審査の基準が厳しいのか研究者の質に優劣があるのかなど今後の要因分析が必要である。また、ギャンブル事業者をスポンサーとした研究と非営利団体をスポンサーとした研究の比較レビュー分析もギャンブル研究全般の質を高めるのに有益だと考える。

4.3 仮説3についての論考

研究発表の場によってバイアスの発生するリスクが違うとする仮説は、どこの団体の学術誌や機関誌に発表するかによってリスクが変わってくるということである。商業雑誌での発表やポジションペーパーの類は対象から除外する。

Ladouceur (2019) らの分析した学術論文において統計学的に違いがなかったのも、学術誌上の論文であればバイアスはないとするのは早計である。学術誌であったとしても発表媒体によって研究バイアスの存在リスクが違ってくることを論証するだけの文献レビューを本稿では提示できていない。

しかし、財源公開や利益相反声明の記載などを含む倫理原則や規範の実践を研究者に求める媒体であるならば、Kim (2016) やAdams (2007) が提言するように、バイアス発生のリスクをかなり抑制できると考えられる。今後は倫理規範を遵守した研究論文とそうでないものを比較した研究が求められる。

熟慮すべき課題がある。事業者もしくは医療関係団体との協働による学術研究も広義にギャンブル研究に含まれる。これら中には事業者のロビー活動や団体のアドボガシー活動から生まれた研究もある。研究への着手以前から自己の利害を主張することを意図された研究成果物である。科学的な分析手法に準じている限りは権威ある学術誌にて発表される可能性が十分にある。これら「意図ある研究論文」をどのように扱い、どのようにギャンブル障害の抑制に役立てていくかを考えていかなければならない。

4.4 仮説の結論

3本の仮説に対して科学的に強い実証結果を文献レビューから見出すことはできなかった。ギャンブル合法化の先行国においても「ギャンブル研究に対する研究」テーマは新しい分野で

ある。Adams (2006, 2007&2015) からの指摘と提案に反論する形での議論が今まさに展開されている。

これら海外での研究や論争を参考にしながら良質なギャンブル研究を日本でも推進していかなければならない。

4.5 日本への教訓

研究の質を高めようとする海外での議論と取り組みを概観した本稿の文献レビューから「独立した研究機関」と「政治・事業者・医療研究機関・消費者の協働」「研究規範」「自由裁量が認められた研究支援」が重要機能として浮びあがってきた。

日本におけるギャンブル研究環境の向上のためにも、これらの重要機能の導入と強化が不可欠であり、特に研究資金の加増と良質な研究を継続的に生産できる仕組みづくりを獲得するためには必須である。

独立した研究機関としては「ギャンブル等依存症対策推進本部」が2018年10月に立ち上げられ、翌年4月には対策の基本方針が閣議決定され本格的に始動している。政治・事業者・医療研究機関・消費者の協働についても「ギャンブル等依存症対策推進関係者会議」が開催され関係者からの意見聴衆が続けられている。

内閣官房長官が本部長を務める強力な機関であるギャンブル等依存症対策推進本部が、時間の経過とともに形骸化することがあってはならない。ギャンブル研究を実践的に推進していくために国の財政とギャンブル事業者から直接的及び間接的に研究財源を取引して、第三者機関を通じて透明な手続きのもと資金を意義ある研究支援に配分する機能を持つことを提案する。財源確保に関する明確な施策はギャンブル等依存症対策基本法には記述されていないが、省令を新たに立案し発効することによって実施できるかどうか検討することは意義あるものと考えられる。

研究規範意識の理解と適用が当たり前のこととなれば、ギャンブル事業者から直接もしくは間接的に研究支援金を受領する場合でもバイアスの発生を抑制することができる。研究規範の普及と並行しつつ国からも民間からも研究財源を得ることによって研究基盤を強化することが肝要な時期にあると考える。

5. まとめ

海外文献レビューを通じて本稿が提示した3本の仮説を論証するには不十分な結果となったが、ギャンブル企業をスポンサーとする研究と非営利団体をスポンサーとする研究デザインに違いがあるなど、新たな研究視点を導くことができた。今後はさらに実証的な分析をすすめていきたい。

道徳的価値観に立脚した研究規範と実践的な規範の双方を概観したことによって、わが国において導入すべき規範の枠組みを想定できるようになった。本稿の目的はおおむね達成できたといえる。研究資金の出どころに関わらず、良質な研究を増進するために不可欠な機能としてギャンブル研究規範を標準化および普及させるべきと考える。

本稿は限られた文献を概観することによって研究環境の向上策を模索したものであり、研究バイアスに関わる文献のすべてを体系的に分析できていない。今後は仮説の焦点をさらに絞り込んだ研究デザインの設定が求められる。

研究支援について

本研究はJSPS科研費16K02085と19K12560の助成を受けている。

ギャンブル事業者と医療関連団体からの助成支援は受けてない。

利益相反について

ギャンブル事業者もしくは事業者の利害を代弁する団体・組織からの研究助成はないので本論文に関しては開示すべき利益相反事項はない。

参考文献

- Adams, Peter J., and Rossen, Fiona, (2006) "Reducing the moral jeopardy associated with receiving funds from the proceeds of gambling" *Journal of Gambling Issues*, 2006, No.17,
- Adams, Peter, (2007) "Assessing whether to receive funding support from tobacco, alcohol, gambling and other dangerous consumption industries" *Addiction*, 2007, 102, p.1027-1033
- Adams, Peter J., Buetow, Stephen, and Rossen, Fiona, (2010) "Vested Interests in Addiction Research and Policy, Poisonous partnerships: health sector buy-in to arrangements with government and addictive consumption industries" *Addiction*, 2010, 105, p.585-590
- Adams, Peter J., and Livingstone, Charles (2015) "Clear Principles are needed for integrity in gambling research" *Addiction*, 2015, 111, p.5-10
- Blaszczynski, Alex, (2010) "Harm Minimization Can Be Achieved By A Symbiosis Between Government, Industry and Individuals" *Addiction*, 2010, 106, 9-14, p.10-12

- Buchanan, June, and Elliott, Gregory, (2011) "Gambling, Citizens, Industry, and Government: A Review of the Gambling Literature" *The International Journal of Interdisciplinary Social Science*, 2011, Vol.5, No.11, p.215-225
- Cassidy, Rebecca, (2014) "Fair Game? Producing and publishing gambling research" *International Gambling Studies*, 2014, Vol.14, No.3, p.345-353
- David, Jennifer L., Thomas, Samantha L., Randle, Meanie, and Daube, Mike, (2019) "A Public health advocacy approach for preventing and reducing gambling related harm" *Australian and New Zealand Journal of Public Health*, 2019 Online, p.1-6
- Hancock, Linda (2015) "Fine-Tuning Livingstone and Adams Ethical Principles for Integrity in Gambling Research" *Addiction*, 2015, 111, p.11-17
- Hancock, Linda, Ralph, Natalie, and Martino, Florentine, Petronella, (2018) "Appling corporate Political Activity analysis to Australian gambling industry submissions against regulation on television sports betting advertising" *PLOS ONE*, October 16, 2018, p.1-21
- Kim, Hyoun S., Dobson, Keith S., & Hodgins, David C., (2016) "Funding of Gambling Research: Ethical Issues, Potential Benefit and Guidelines" *Journal of Gambling Issues*, Issue32, May 2016, p.111-132
- Ladouceur, Robert, Shaffer, Paige M., Williams, Patrick M., Wiley, Rhiannon C., Blaszczynski, Alex, and Shaffer, Howard J., (2019) "Gambling Research and Funding Biases" *Journal of Gambling Studies*, 2019, 35: p.875-886
- Morrison, P. (2009) "A New National Framework for Australian Gambling Research: A Discussion Paper on the Potential challenges and Processes Involved" *Gambling Research*, 2009, Victoria: NAGS, 21 (1) , p.1-20
- Room, Robin, (2015) "Commentaries on Livingstone & Adams (2015)" *Addiction*, 2015, 111, p.11-17

〔注〕

- 1) 大野耐一 (1978) 「トヨタ生産方式 脱規模の経営を目指して」ダイヤモンド社、1978
- 2) Buchanan (2011)
- 3) Buchanan (2011) p.222
- 4) Buchanan (2011) p.215
- 5) Adams (2006)
- 6) Adams (2015) p.8
- 7) Kim (2016) p.117
- 8) Cassidy (2014) p.347
- 9) Adams (2006)
- 10) Hancock (2018) p.8
- 11) David (2019) p.2
- 12) Cassidy (2014) p.346-347
- 13) Kim (2016) p.117
- 14) Adams (2007) p.1031
- 15) Adams (2015) p.6-8, Hancock (2015) p.14
- 16) Adams (2006)
- 17) Blaszczynski (2010) p.10
- 18) Australian Government Productivity Commission Inquiry Report, Gambling No. 50, 26 February 2010, Volume 2, pp.18.26, Recommendation 18.3, <https://www.pc.gov.au/inquiries/completed/gambling-2010/report/gambling-report-volume2.pdf> (2020年1月25日にアクセスした)。
- 19) Blaszczynski (2010) p.11
Cassidy (2014) p.347
Kim (2016) p.118
Morrison (2009) p.4